



令和2年10月1日～12月31日

赤い羽根共同募金

～ご協力よろしくお願ひします～

赤い羽根共同募金運動につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年度も市民の皆様のお気持ちのこもった善意により、多くの募金をいただきました。寄せられた募金は、児童の健やかな育成のための保育所の遊具整備、障害者の就労支援施設の作業用機器整備、こども食堂の誕生日会に施設で製造したケーキを届ける「赤い羽根バースデー事業」、支援が必要な子どもたちへの「入学・修学旅行支度費の一部援助」など、多岐にわたる福祉活動に役立てることができました。

つきましては、本年も社会福祉法に基づき10月1日から全国一斉に募金活動が実施されます。皆様の温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和2年9月

社会福祉法人静岡県共同募金会 会長 後藤 康雄
富士市共同募金委員会 委員長 井出 哲夫

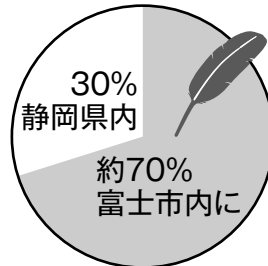
じぶんの町を良くするしくみ。
ご協力ありがとうございます



令和元年度報告

富士市 31,944,037円

【内訳】一般募金 22,439,272円
地域歳末たすけあい募金 9,504,765円



募金の約70%は私たちの富士市の福祉事業に、そのほかは、県内の福祉活動や福祉施設の機器整備などに役立てられます。

“ありがとう”の笑顔につながっています～つながりをたやさない社会づくりへ～

【ふれあい・いきいきサロン支援事業】
～孤立防止、居場所づくりに役立っています～



ふれあい・いきいきサロンは、地域住民ボランティアの皆様が協力しあって運営され、普段出歩くことが少ない高齢者等の生きがいの場になっています。

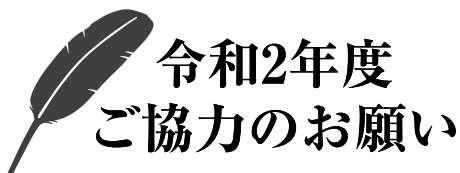
(市内170カ所)

【知的障害者等の生活や働く機会を応援する事業】
～福祉事業所説明会開催～



障害を持つ方々が自分に適した生活や就労を行えるように応援するため、仕事体験や福祉制度の講座等を開催しました。障害者だけでなく健常者の方も参加でき、障害者理解の場にもなっています。

(NPO法人富士市手をつなぐ育成会)



本年も10月1日より12月31日まで
赤い羽根共同募金運動が全国一斉に
実施されます。ご協力をお願いします。



富士市 募金目標額

【内訳】一般募金 21,532,000円
地域歳末たすけあい募金 10,285,000円

31,817,000円

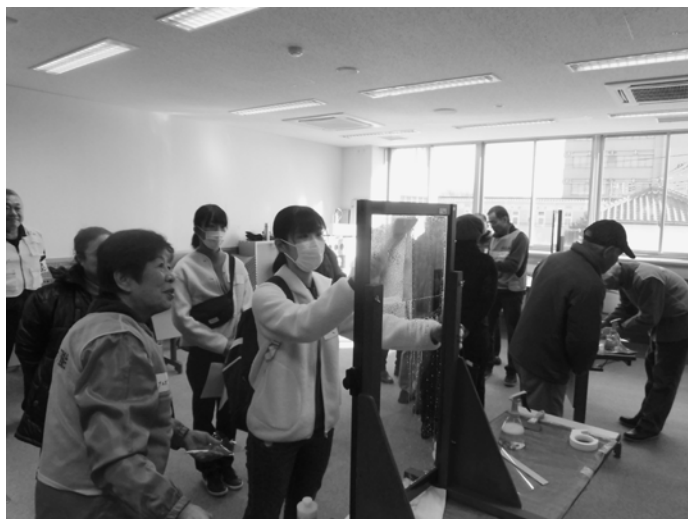
今年の募金は、このような活動に使わせていただく予定です。

主な使いみち【助成計画】

一般募金による事業	地域歳末たすけあい募金による事業
ふれあい・いきいきサロン支援事業(高齢者サロン等)	支援が必要な方への入学支援費支給事業
災害ボランティア支援事業(災害時の支え合い)	支援が必要な方への修学旅行支援費支給事業
福祉団体支援事業	歳末支援金支給事業

赤い羽根共同募金会は、様々な福祉活動に対する助成金の申請を受け付け、それらの必要性・緊急性を考慮して助成計画を作成しています。富士市では、前記にお示しました様々な事業に役立てられています。

また、自然災害を想定し、社協では市や富士市災害ボランティア連絡会と協力し、災害ボランティアに関する事業にも取り組んでおります。その中で例年富士市での発災を想定し「災害ボランティア支援本部開設訓練」を実施しており、被災地でのニーズ把握やボランティアの受入・調整等の訓練を行っています。この訓練の積み重ねにより実際に災害が起きた時にも、災害弱者と呼ばれる高齢者・障害者や幼児をはじめとした多くの方々の支援がスムーズにできるよう、赤い羽根共同募金は有効に活用されています。



(災害ボランティア支援本部開設訓練)

赤い羽根共同募金へのご寄付には 税制上の優遇措置があります

共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、寄付に対する「非課税措置の対象団体」です

個人のご寄付

【所得 税】 所得控除又は税額控除のいずれかを受けることができます。

①所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度)-2千円

②税額控除額=(税額控除対象寄付金額-2千円)×40%

【個人住民税】税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度)-2千円}×10%

※この扱いは、確定申告書に記載すれば受ける事ができます。

(共同募金会が発行する領収書添付が必要)

法人のご寄付

寄付金額は法人税の全額損金に算入されます。

赤い羽根共同募金運動へのご協力の方法(例)

- ・インターネット募金… 下記QRコードから寄付する方法
- ・募金箱の設置……… 店頭・レジ周りや受付などに設置し、呼び掛ける方法
- ・寄付つき商品……… 特定の商品の売上の一部を寄付する方法
- ・自動販売機の設置…
自動販売機の売上や設置手数料の一部を寄付する方法。
(既存の自動販売機をそのまま社会貢献型に切り替えることも可能です。)
- ・遺贈…
遺言により財産を贈与する方法



富士市共同募金委員会(富士市社会福祉協議会)

[事務局] 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 富士市フィランセ東館1F
電話 0545-64-4649 FAX 0545-64-6567

※募金の詳しい使いみちはホームページをご覧ください。

[赤い羽根 静岡](#)

[検索](#)

ホームページ



ネットからの寄付

